平成２９年（フ）第３９４０号
東京都板橋区上板橋２丁目49－７－301
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９４６号
東京都港区南青山４丁目５－６－201
債務者　久保田百合子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９５０号
東京都世田谷区喜多見２丁目10－14－103
債務者　遠藤　龍栄
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９５１号
東京都杉並区高円寺南２丁目37－14－302
債務者　山崎　太郎
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９５２号
東京都江東区北砂２丁目14－15－201
債務者　神原　孝夫
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９５７号
千葉県市川市塩浜４丁目３－２－717
債務者　佐藤　文夫
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９５８号
東京都江戸川区東小岩４丁目32－12
債務者　多田　寛三
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９６１号
東京都練馬区大泉町３丁目28－42－101
債務者　渡辺　美咲
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９７３号
埼玉県さいたま市緑区東浦和３丁目28－13
大北第２ミドリハウス105
債務者　會田　毅典
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７７５号
大阪府東大阪市鳥居町９番22号
債務者　山口　正子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０３６号
大阪市平野区背戸口５丁目６番12号　カサエルドラード601号
債務者　創栄通信こと　福岡　由美
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０６３号
大阪府吹田市泉町２丁目45番31号（103）
債務者　横谷　　昴
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１７９号
大阪市東住吉区鷹合２丁目１番25－420号、前住所大阪市東住吉区杭全５丁目３番21号グリーンハイツ北田辺　305号
債務者　早川　翔平
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２１２号
大阪市西成区山王２丁目１番27－311号　ヒルズハイツ嶺
債務者　髙木　幸二
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２１８号
大阪市東淀川区小松２丁目13番８－312号
債務者　留河　　康
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９７４号
大阪府東大阪市善根寺町５丁目２番15号　M202号室
債務者　山口　洋史
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部